

令和4年度事業概況

経済金融情勢

令和4年度のわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中で緩やかな持ち直しが続く一方、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰、金融資本市場の変動など、厳しさを増していく状況にありました。特に中小企業者等においては、経営者の高齢化や後継者不足による事業承継問題もあり、より一層厳しい経営環境にありました。

国及び東京都の施策

国は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、中小企業者等に対し資金繰り支援、収益力改善、事業再生、再チャレンジ等総合的支援を図るとしています。東京都においても、「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」等、制度融資の拡充を図り、都内中小企業者等の資金調達力を強力にサポートするほか、DXの推進、事業承継・再生の円滑化、スタートアップ・ベンチャーの推進などを政策課題として掲げ、都内企業活動の下支えや成長に向けた後押しに取り組みました。

当協会の取組み

当協会は、セーフティネット機能を発揮すべく、国および東京都が実施する中小企業施策への積極的かつ適切な取組みと、金融機関や中小企業団体関係機関との連携の更なる強化を図り、都内中小企業者等の金融円滑化に寄与すべく一丸となって取り組んでまいりました。

金融支援では、地方公共団体が実施する制度融資の保証推進をはじめ、事業者の成長・発展に向け、きめ細かく支援を実施しました。先に述べた「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」など、金利、保証料の両面で事業者負担の軽減された保証制度を活用し、都内中小企業者等の金融円滑化に寄与しました。

経営支援では、様々な経営課題を抱える事業者に対し、「企業サポート推進プロジェクト」を活用した専門家派遣による経営改善支援や事業計画の策定支援等について、前年を大きく上回る派遣実績をあげました。また地方公共団体や中小企業支援機関と経営支援における連携を進めています。「東京企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)」の全体会議や経営サポート会議等に関しては、非対面・非接触型の活用を推し進め、状況に応じた経営支援を実施しました。

創業支援、事業承継支援および海外展開支援においては、各支店ならびに専門の各サポートデスクによる相談・支援体制を維持しつつ、事業承継にテーマを絞った「TOKYO事業承継応援フェア」を開催し、金融機関との情報交換や中小企業者等への情報発信に努めました。

再生支援においては、中小企業活性化協議会等の支援機関および金融機関との連携を推し進め、ニーズに応えるべく幅広い支援策に取り組みました。

42協会が参加しているコンピュータ共同システムにおいては、制度改正などのシステム対応を迅速かつ確実に行いました。さらに認証付電子保証書のより一層の利用推進のほか、保証申込においても電子受付システムを稼働させるなど、DXの取組みを通じて保証申込から保証決定・融資実行までの期間短縮を実現し、より迅速な事業者への資金供給に寄与いたしました。

令和4年度事業実績

令和4年度の保証承諾は8万432件、1兆1,597億円となり、前年度に比べ件数で全額ともに約94%の実績となりました。

代位弁済は4,194件、515億円と件数、金額ともに13年振りに増加傾向となりました。

求償権の回収総額は98億円となり、前年度に比べ、10%増加しました。このうち無担保求償権からの回収は63億円です。また、保証協会債権回収㈱(保証協会サービサー)東京営業所による委託回収額は55億円となっています。

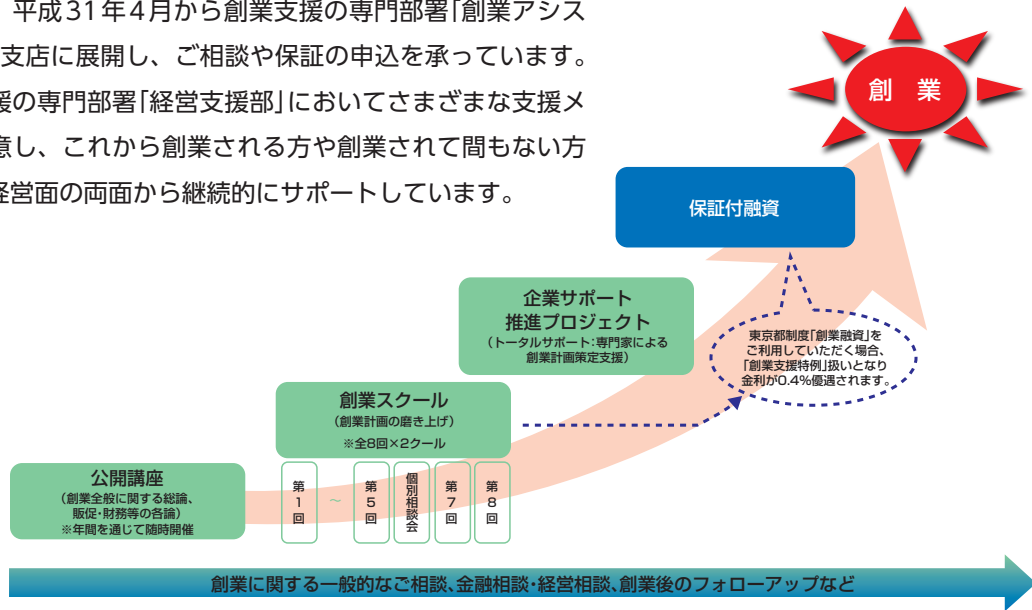
《令和4年度の事業実績》

保証承諾	8万件(△5.9%)	1兆1,597億円(△6.4%)
保証債務残高	48万8千件(+3.3%)	6兆4,022億円(-5.3%)
代位弁済	4,194件(+54.0%)	515億円(+58.6%)
回収		98億円(+10.1%)
利用企業	23万企業	

()内は前年度比

創業支援の取組み

当協会では、平成31年4月から創業支援の専門部署「創業アシストプラザ」を全支店に展開し、ご相談や保証の申込を承っています。また、経営支援の専門部署「経営支援部」においてさまざまな支援メニューをご用意し、これから創業される方や創業されて間もない方を、金融面・経営面の両面から継続的にサポートしています。



創業者向け公開講座(創業セミナー)

創業予定者や創業後間もない方を対象に、創業に必要なノウハウや経営に役立つ知識等を習得していただくセミナーを開催しています。



令和4年度の公開講座

ステップアップセミナー(創業編)《オンライン開催》

日程	テーマ	講師
2022.6.11	創業時の不安をなくすお金の計算方法	中小企業診断士 金 順玉 氏
	創業助成事業の制度内容と助成金の活用について	東京都中小企業振興公社 田中 裕一 氏
	日本政策金融公庫の創業支援への取組みについて	日本政策金融公庫 国民生活事業本部 東京広域営業推進室 上田 聡 氏
	創業保証のご利用方法と審査のポイントについて	東京信用保証協会 経営支援部 経営支援課 渡辺 寛

ステップアップセミナー(飲食店開業編)《オンライン開催》

日程	テーマ	講師
2022.11.5	東京信用保証協会による創業支援について	東京信用保証協会 経営支援部 経営支援課 田辺 将太
	先輩起業家に聞く、飲食店成功の秘訣	ゴーダカフェ株式会社 代表取締役 小田 隆之 氏
	先輩起業家と受講者の交流会	ゴーダカフェ株式会社 代表取締役 小田 隆之 氏

ステップアップセミナー(創業編)《オンライン開催》

日程	テーマ	講師
2022.11.23	創業前に考えておきたい10コのポイント	アールズフィールド株式会社 代表取締役 中小企業診断士 石井 律子 氏
	助成金の上手なねらい方	株式会社立命 代表取締役 眞野 玲子 氏
	保証協会創業ミニセミナー(創業保証のご利用方法)	東京信用保証協会 経営支援部 経営支援課 渡辺 寛

創業スクール

具体的なビジネスプランをお持ちの方を対象に、少人数のゼミナール形式で、ディスカッションを交えながら、“人に見せて話せる”創業計画書の作成を目指す「創業スクール」を開講しています。



令和4年度の創業スクール

	日程	テーマ	講師
第31期 《オンライン 開催》	2022.7.13	<経営>創業の心構えと創業までの流れ/創業を成功に導くポイント	中小企業診断士 金 順玉 氏
	2022.7.20	<経営・販売方法>ビジネスプランの作りかた/売れる仕組み作り	
	2022.7.27	<経営・販売方法>お客様をどう集めるのか	
	2022.8.3	<経営・人材育成>事業の形態の選び方/組織の作りかた/先輩起業家からヒントをもらおう	
	2022.8.10	<財務>資金計画の立て方	
	2022.8.17	<個別相談会>保証協会職員に創業に関する様々なことを相談してみよう	
	2022.8.24	<財務>損益計画の立て方	
	2022.8.31	<経営>プレゼンテーション(ビジネスプランの発表会)	
第32期 《会場 および オンライン 開催》	2023.1.11	<経営>創業の心がまえとは?/創業アイデアをまとめよう	アールズフィールド株式 会社 代表取締役 中小企業診断士 石井 律子 氏
	2023.1.18	<販売方法>売れる仕組みづくりを考えよう	
	2023.1.25	<販売方法・経営>ファンを作るための販売促進を考えよう/個人?それとも法人にする?	
	2023.2.1	<財務>利益の出し方を考えよう	
	2023.2.8	<財務>いくらお金がかかるか、資金調達の方法を考えよう	
	2023.2.15	<個別相談会>ビジネスプランの悩みを解決しよう	
	2023.2.22	<人材育成・先輩企業家体験談>組織を作るのに必要なこととは/先輩起業家からのヒントをもらおう	
	2023.3.1	<ビジネスプラン発表会>ビジネスプランを発表し合おう!	

「企業サポート推進プロジェクト」における創業計画策定支援

平成27年4月に発足した「企業サポート推進プロジェクト」は、外部の専門家と連携した直接対話形式の経営課題解決スキームとして多くのお客さまにご活用いただいています。

平成28年4月のサポートメニュー拡充により、新たに創業計画の策定支援が本プロジェクトによる支援対象となり、当協会主催の創業スクール等を修了した方にご利用いただいています。創業計画について専門家の目線から直接のアドバイスを受けることは、より一層のブラッシュアップにつながり、積極的に推進しています。

創業事例動画と創業事例リーフレット

経営支援部では、創業の具体的事例を通じて、今後の当協会における創業支援の施策等に役立てるとともに、これから創業を考えている方の参考として活用していただくことなどを目的として、「創業事例動画及びリーフレット」を制作しています。これらは当協会ホームページにてご覧いただけます。



信用保証

創業の際に必要な事業資金を金融機関から借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となり、資金調達をサポートします。

当協会の信用保証により、金利面等が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をご利用いただくことができます。

また、当協会では、平成27年4月に創業関連保険における保証料率の引き下げを実施し、令和5年3月からは、経営者の個人保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度(略称：SSS保証)」の取扱いを開始しました。創業初期のライフステージにある中小企業者等の資金調達のより一層の円滑化を後押ししています。

【令和4年度 創業5年未満の中小企業者への保証実績】

保証承諾件数 12,633件
保証承諾額 1,228億円

東京都制度融資【創業】【創業経営者保証不要型(略称：創業経保)】制度概要 (令和5年4月1日現在)

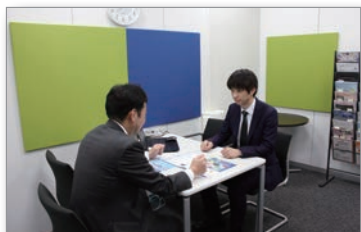
制度名	東京都制度融資【創業経営者保証不要型(略称：創業経保)】
融資対象	①創業予定の方 ・事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 ②創業後5年未満の法人 ・事業を営んでいない個人で設立した法人で、設立から5年未満である ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ・事業を営んでいない個人が開業した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である
融資限度額	3,500万円
資金用途	運転資金・設備資金
融資期間	10年以内(据置期間1年以内、または3年以内を含む)
返済方法	分割返済(据置期間1年以内を含む)
融資利率	【固定金利】 融資期間 3年以内……………1.5%以内 3年超5年以内……………1.6%以内 5年超7年以内……………1.8%以内 7年超……………2.0%以内 【変動金利】 「短プラ+0.2%」以内
担保	徴求しない
保証人	徴求しない
保証料率	保証協会の定める信用保証料率に0.2%を上乗せした信用保証料から、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

【創業関連保険に係る保証の保証料率】

1企業にかかる保証付融資合計額	保証料率(年%)
500万円以下	0.35
500万円超 1,000万円以下	0.50
1,000万円超	0.60

創業支援機関等との連携

当協会では、東京都・区市町をはじめ、さまざまな創業支援機関と連携し、創業予定者や創業後間もない方をさまざまな形でサポートしています。創業支援機関が主催するセミナーへの講師派遣や個別相談会への相談員の派遣を通じて起業家マインドの醸成や創業保証への理解促進等に努めています。



TOKYO創業ステーション

事業承継支援の取組み

事業承継サポートデスクの設置

事業承継支援のより一層の充実のため、平成30年4月から経営支援部内に専門デスクを設置しています。

令和4年度
事業承継サポートデスクの実績

相談対応実績 521件
保証承諾件数 48件
保証承諾額 2,237百万円



信用保証

事業承継に取り組む東京都内中小企業者に対して、当協会の信用保証により、金利面が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をはじめ、様々なニーズに対応した保証制度をご利用いただくことができます。

令和4年度
東京都制度融資「事業承継」の保証実績
保証承諾件数 36件
保証承諾額 1,653百万円

海外展開支援の取組み

海外展開サポートデスクの設置

経営支援のより一層の充実のため、平成30年4月から経営支援部内に専門デスクを設置しています。

令和4年度
海外展開サポートデスクの実績

相談対応実績 40件
保証承諾件数 29件
保証承諾額 703百万円



信用保証

海外展開に取り組む東京都内中小企業者に対して、当協会の信用保証により、金利面が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をはじめ、様々なニーズに対応した保証制度をご利用いただくことができます。

令和4年度
東京都制度融資「海外展開」の保証実績
保証承諾件数 1件
保証承諾額 1百万円

顧客ニーズや経済・経営環境に即した保証制度への取組み

借換保証の取組み

借換保証には、既存の保証付借入金を一本化し返済期間(返済ペース)を見直すことで、中小企業者の月々の返済額の軽減を図ることが可能となる場合や、月々の返済負担をほぼ変えないまま真水(ニューマネー)の追加ができる場合がある等のメリットがあります。

とりわけ、平成25年3月に取扱いを開始した東京都制度融資「特別借換」は、原則として既存の保証付融資のすべてが借換の対象であり、従業員数が20人(卸・小売・サービス業は5人)以下の小規模企業者に対し、東京都から信用保証料の2分の1の補助が実施されるなど、より一層中小企業者の資金繰り改善に資する制度として多くのお客さまにご活用いただきました。

また、平成28年3月には、国による中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた資金繰り支援策として、全国統一制度「借換保証制度」の制度要綱を改正し「条件変更改善型借換保証」(略称「条変改善借換」)の取扱いを開始しています。本保証は、既往の保証付融資の全部または一部について返済条件を緩和中であって、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者を対象としています。保証期間を最長15年までとることができること、事業計画の内容に応じて真水部分(ニューマネー)を上乗せした借換も可能であること等の特長があり、中小企業者の金融正常化ならびに経営改善に資するものとして取り組んでいます。平成28年10月からはニューマネーを上乗せする場合は、返済の据置期間を2年以内まで拡大する取扱いが開始され、さらに利便性の高い制度になりました。

経営力向上関連保証の取組み

中小企業等経営強化法の施行にともない「経営力向上関連保証」が創設され、平成28年7月より取扱いを開始しました。本保証は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資等の取組みについて主務大臣の認定を受けた「認定経営力向上計画」に従って経営力向上にかかる事業を実施する中小企業者を対象としています。なお、保証の対象となる資金は、認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上にかかる事業のうち、新事業活動の実施に必要となる設備資金及び運転資金です。

セーフティネット保証の取組み

取引先等の再生手続の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本制度は経済産業大臣が指定する一定の要件(中小企業信用保険法第2条第5項の第1号から第8号)に該当することを要し、中小企業者が住所地の区市町村長の発行する認定書を取得してお申込みいただくこととなります。セーフティネット保証をご利用の場合は、通常の保証限度である2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円)とは別に追加の保証をご利用いただけます。なお、ご利用の際の保証料率は一律となっています。

(令和5年3月31日現在)

対象者	要件	主な指定案件	保証割合
1号 大型倒産(再生手続開始申立等)により影響を受けている中小企業者	倒産業者と直接取引があり、当該事業者に売掛金等を有していること、等		100%
2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者	事業活動の制限を行っている取引先企業との取引割合が20%以上であり、売上高等が減少していること、等		100%
3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定事業を営む中小企業者	指定地域において指定業種を営んでいて、指定を受けた災害等により売上高等が減少していること、等	(過去の事例) O-157関連	100%
4号 特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者	指定地域内において、1年以上継続して事業を行っていて、指定を受けた災害等の影響により売上高等が減少していること	新型コロナウイルス感染症	100%
5号 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者	指定業種を営み、定められた事由により経営の安定に支障を来している(売上の減少等)こと、等		80%
6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者	破綻金融機関と金融取引を行っていて、適正かつ健全に事業を行っているにもかかわらず、金融取引に支障を来している、等		100%
7号 金融機関の合理化(支店の削減等)により借入が減少している中小企業者	取引金融機関の経営の合理化等の実施により、当該金融機関からの借入が減少している、等		80%
8号 整理回収機構(RCC)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生が可能な者	RCCに貸付債権が譲渡され、金融機関借入が減少しているが、事業再生計画を作成している、等		80%

危機関連保証の取組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業者等の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、国は制度創設以来初めてとなる、危機関連保証の発動を決定し、令和2年3月13日に官報に告示され、令和3年12月31日まで取扱いしました。

特定社債保証制度の取組み

中小企業者が発行する社債に対して保証を行うことで、直接、資本市場からの資金調達を可能にする特定社債保証制度は、中小企業者の資金調達の多様化を図ることを目的として平成12年4月に創設されました。一定の財務要件を適債基準として、その適債基準を満たす優良企業を対象としています。

社債発行限度額は5億6,000万円ですが、保証割合が80%のため保証限度額は4億4,800万円となります。また社債発行額2億5,000万円(保証額2億円)までは無担保での取扱いとなっています。

特別相談窓口等の設置

特別相談窓口等の設置

当協会では、大型倒産や金融機関等の破綻・自然災害等、多くの中小企業者が影響を受けられる事由が発生した場合、その都度迅速に「特別相談窓口」等を本・支店保証課等に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。令和5年3月31日現在の相談窓口は次の通りです。特別相談窓口はもちろんのこと、ご相談は随時お受けしていますので、お気軽にご利用ください。

《(特別) 相談窓口》

- 東日本大震災
- 資金繰り
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等
- 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策
- 賃金水準上昇対策
- 新型コロナウイルス

(令和5年3月31日現在)

提携保証制度の実施

当協会では、中小企業のお客さまのニーズに対応した信用保証を行うべく、金融機関や各関係機関と密に連携した提携保証制度を実施しています。

1. 東京都中小企業振興公社との提携保証《スピリッツ》

都内中小企業に対して幅広い支援事業を実施している東京都中小企業振興公社とタイアップした保証制度《スピリッツ》を平成18年1月から取扱いしていますが、令和2年4月より制度を一部改正しました。この改正により、東京都中小企業振興公社が千代田区丸の内にて運営し、当協会も融資相談ブースを常設している「TOKYO創業ステーション」を利用しながら事業の発展を目指している中小企業者に対し、ファイナンス機能を結びつけることで、経営支援と金融支援を連携して提供するものです。

2. 東京商工会議所提携創業支援融資保証制度《ウィング》

創業支援に積極的に取り組んでいる当協会では、同様に創業支援に力を入れている東京商工会議所とタイアップした創業支援融資保証制度《ウィング》を平成18年4月より取扱いしています。

この制度は、東京商工会議所の経営相談機能と当協会のファイナンス機能を結びつけることで、創業者に対し事業のプランニングからファイナンス、創業後のフォローアップまでパッケージ化した質の高いサービスを提供するものです。

事業承継フェアの実施

TOKYO 事業承継応援フェアの開催

中小企業の皆さまの事業承継に関するあらゆる課題やお悩みに対し、都内の支援機関、専門家団体と連携し、ワンストップでの解決を後押しするため、「TOKYO 事業承継応援フェア」を初めて開催しました。本フェアは、講演会、セミナー、および支援機関や専門家団体による相談ブース出展等、複合的な企画で構成されました。

【開催概要】

■日 時 令和4年9月22日(木) 10:00～16:00

■会 場 東京都立産業貿易センター浜松町館
3階、4階展示室

■出展者数 12機関・団体

■内 容

・講演会(午前)

「サムライ弁慶水ぐわし 売り出し188年
～千疋屋総本店のブランド経営～」

株式会社千疋屋総本店

代表取締役社長 大島 博 氏

・講演会(午後)

「準備すれば怖くない！ 誰もがぶつかる

『事業承継の壁』

アース製薬株式会社、株式会社コロプラ、

アリナミン製薬株式会社、パナソニック株式会社

社外取締役 ハロルド・ジョージ・メイ 氏

・セミナー

・個別相談会



BCP(事業継続計画)に関するWebセミナーの実施

企業が緊急事態に遭遇した場合に、被害を最小限に抑え、いち早く事業が再開できるように対策や方法をまとめた計画(BCP)の策定の必要性は年々高まっています。

当協会では、中小企業者の方々向けにBCPについて基礎から分かりやすく解説したWebセミナーとして、「ステップアップセミナー(BCP入門編・BCP実践編)」をホームページ上で公開しました。



条件変更の取組み

当協会では、中小企業者の経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでいます。とりわけ平成21年12月の中小企業金融円滑化法施行後は条件変更の申請が急増しましたが、同法の趣旨を十分に踏まえた上で金融機関との連携を強化し、中小企業者の資金繰り円滑化に積極的に対応してきました。

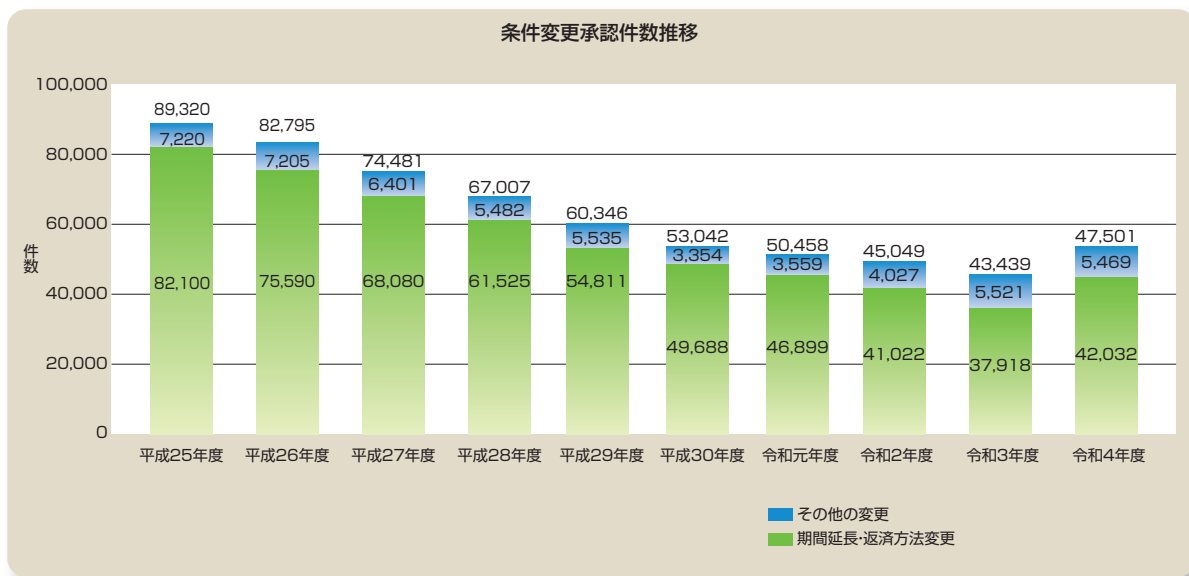
同法は平成25年3月31日をもって終了しましたが、当協会では引き続き中小企業者の実情に応じた条件変更を柔軟に行うことで資金繰り改善を支援するとともに、条件変更後の返済状況・経営状況等を踏まえ、「企業サポート推進プロジェクト」をはじめとする経営支援メニューや借換保証等を通じた正常化支援に積極的に取り組んでいます。

《条件変更承認件数の推移》

(単位：件、%)

	令和3年度		令和4年度	
	件数	前年度比	件数	前年度比
合計	43,439	96.4	47,501	109.4
期間延長・返済方法変更	37,918	92.4	42,032	110.8
その他の変更 ^{注)}	5,521	137.1	5,469	99.1

注) その他の変更は、法人成りによる債務引受や担保変更等です。



「経営者保証に関するガイドライン」の活用

当協会では平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度(略称：経保GL保証)」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から新たに金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

①保証時の取扱い

次のア～エのいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取扱いをすることができます。

ア. 金融機関連携型

取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている(または図ろうとしている)こと。

イ. 財務要件型

直近決算期において特定社債保証制度(私募債)と同様の財務要件を満たしていること。

ウ. 担保充足型

申込人または代表者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られること。

エ. その他

個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

②期中時の取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、①保証時の要件ア～エのいずれかに該当する場合、新規の保証付融資で借り換えることにより経営者保証を解除することができます。

なお、①保証時の要件アに該当する場合、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

③事業承継時の取扱い

経営者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既往の保証付融資について、原則として後継者(新経営者)の保証追加は行いません。ただし、事業承継により経営権等を有さなくなった前経営者の保証解除を希望し、既往の保証付融資に事故または延滞がなく約定償還が見込まれる場合、条件変更により原則として後継者(新経営者)の保証を追加し、前経営者の保証を解除します。

なお、事業承継時も②期中時の取扱いにより、後継者(新経営者)の保証を追加することなく前経営者の保証を解除することができます。

④金融機関の責務

経営者保証を不要とする保証付融資が完済となるまで、中小企業者から適時適切な財務情報等の取得に努め、原則として年1回中小企業者の事業年度ごとに、決算書等財務諸表一式を当協会に提出していただきます。また、①のア. 金融機関連携型の要件により保証付融資を実行した後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。

「企業サポート推進プロジェクト」の取組み

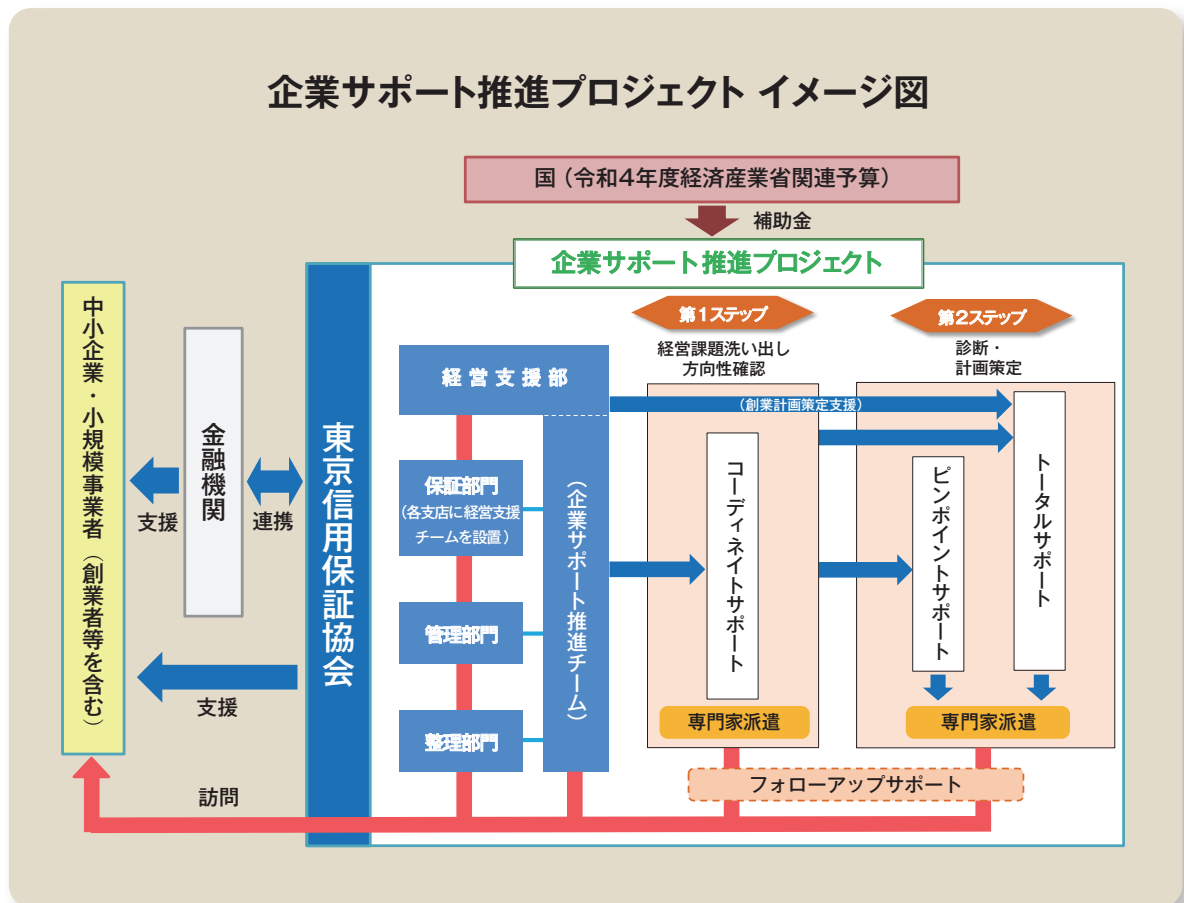
当協会では、業績低迷が続いている中小企業者への期中支援、経営支援の強化を図るため、平成24年4月に専門部署「経営支援部」を創設し、金融支援と経営支援の一体的取組みを推進してきました。

中小企業金融円滑化法施行後に急増した返済条件緩和等の保証条件変更承認件数は、その後減少傾向にありますが、こうした企業の中には、経営改善の手法や経営改善計画の策定に不慣れな先が多く、当協会が実施しているアンケートにおいても、多くの保証利用企業が当協会や専門家などに相談したい経営課題があると回答しています。

このような状況を踏まえ、より踏み込んだ経営改善のサポートを行うことで、金融の正常化及び事業継続に向けた道筋をつけ、地域経済を支える中小企業者の成長発展に寄与することを目的として、平成27年4月、国による「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、外部の専門家と連携した直接対話形式の経営課題解決支援スキーム「企業サポート推進プロジェクト」の取組みを開始しました。

平成28年4月には創業計画の策定支援まで対象を拡充し、さらに平成29年4月には事業承継や生産性向上の支援まで対象を拡充しました。また、すでに本プロジェクトによるサポートを受けられたお客さまへの継続的なフォローアップを実施するなど、より身近に寄り添う経営支援を展開しています。

企業サポート推進プロジェクト イメージ図



(令和5年3月31日現在)

「企業サポート推進プロジェクト」の概要

本プロジェクトの統括・専任組織として、経営支援部内に「企業サポート推進チーム」を設置しています。さらに、企業との接点となる各部・支店にもそれぞれ「経営支援チーム」等を編成し、協会全組織をあげて直接対話の支援訪問を実施。このうち、本プロジェクトによる診断・サポートが効果的であると思われるお客さまに対し、本プロジェクトによる専門家派遣の活用を推進しています。

この専門家派遣においては、最初にすべての申込企業に対し「コーディネートサポート」と呼ばれる初期診断を実施し、専門家によるヒアリングを通じて企業の窮境状況や真の経営課題を洗い出します。「コーディネートサポート」後は、経営診断・課題解決支援である「ピンポイントサポート」、経営改善計画や創業計画の策定支援を行う「トータルサポート」、すでにサポートを受けた方のさらなる改善を後押しする「フォローアップサポート」を本プロジェクトの支援メニューとして用意しています。また、必要に応じて他の支援機関へのあっ旋等も柔軟に行っています。

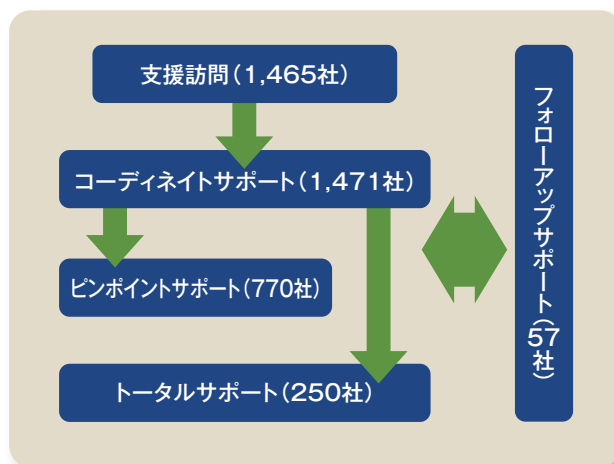


専門家団体との連携

本プロジェクト稼働に際し、当協会は、東京都中小企業診断士協会、東京三弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)、日本公認会計士協会、東京税理士会及び東京都行政書士会の各専門家団体と「中小企業支援等の協力に関する覚書」を締結しました。

「コーディネートサポート」は、この覚書に基づき、中小企業診断士等の各専門家と当協会職員が帯同して対象企業へ訪問する形で実施しています。

令和4年度の利用実績



本プロジェクトによる専門家派遣の活用を推進すべく、1,465社のもとへ訪問し、中小企業者との直接対話を実施しました。「コーディネートサポート」を行ったのは1,471社、さらにここから「ピンポイントサポート」への移行したのが770社、「トータルサポート」への移行が250社、また、「フォローアップサポート」を57社に実施し、この専門家派遣をご活用いただきました。

経営サポート会議を活用した経営支援

経営サポート会議とは

経営改善計画を有する中小企業者と取引金融機関とが一堂に会して情報共有を行うことで、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。資金繰りの現状や今後の経営改善計画を取引金融機関に説明して、返済方法の変更等の協力を要請したいといった中小企業者の依頼に基づき、東京企業力強化連携会議の事務局である当協会がそのネットワークを活用し、各取引金融機関へ参加をよびかけることにより開催します。令和4年度は、延べ127回の経営サポート会議を開催し、個別中小企業者の経営改善をサポートしました。

対象者

以下のすべての要件を満たす中小企業者が経営サポート会議をご利用いただけます。

1. 東京信用保証協会の保証付借入残高がある
2. 具体的な経営改善計画を有している
3. 前項の経営改善計画を支持し今後も支援育成を表明している金融機関がある

開催準備から具体的支援までの流れ

(1) 事前協議

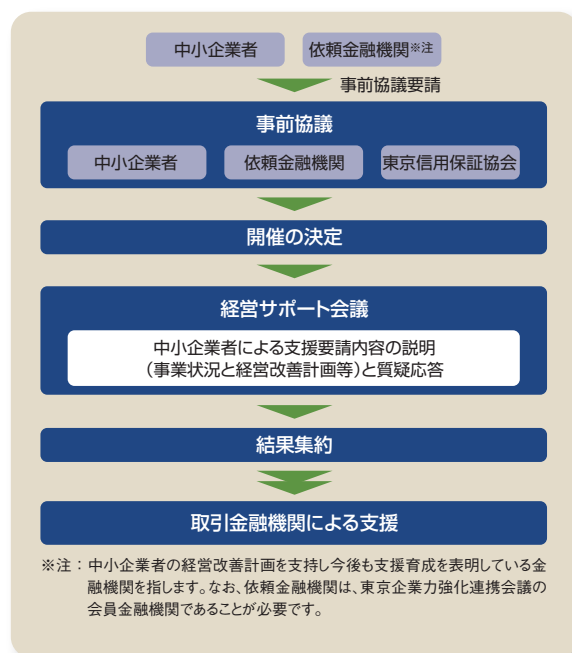
具体的な経営改善計画を有する中小企業者、その経営改善計画を支持し今後も支援育成を表明している取引金融機関(依頼金融機関)及び事務局である当協会の3者により、経営サポート会議開催に関する方向性について事前協議をします。

(2) 経営サポート会議の開催

当協会が事務局として、取引金融機関等に対し、経営サポート会議の開催をよびかけます。同会議では、経営改善計画の詳細や取引金融機関への要請事項(返済方法変更等)についての中小企業者本人による具体的説明や質疑応答等を通じて、課題解決の方向性を探ります。

(3) 取引金融機関による支援

要請事項に対し各取引金融機関より同意の回答が得られた場合は、中小企業者の経営改善に向けて各取引金融機関による具体的支援が実施されます。



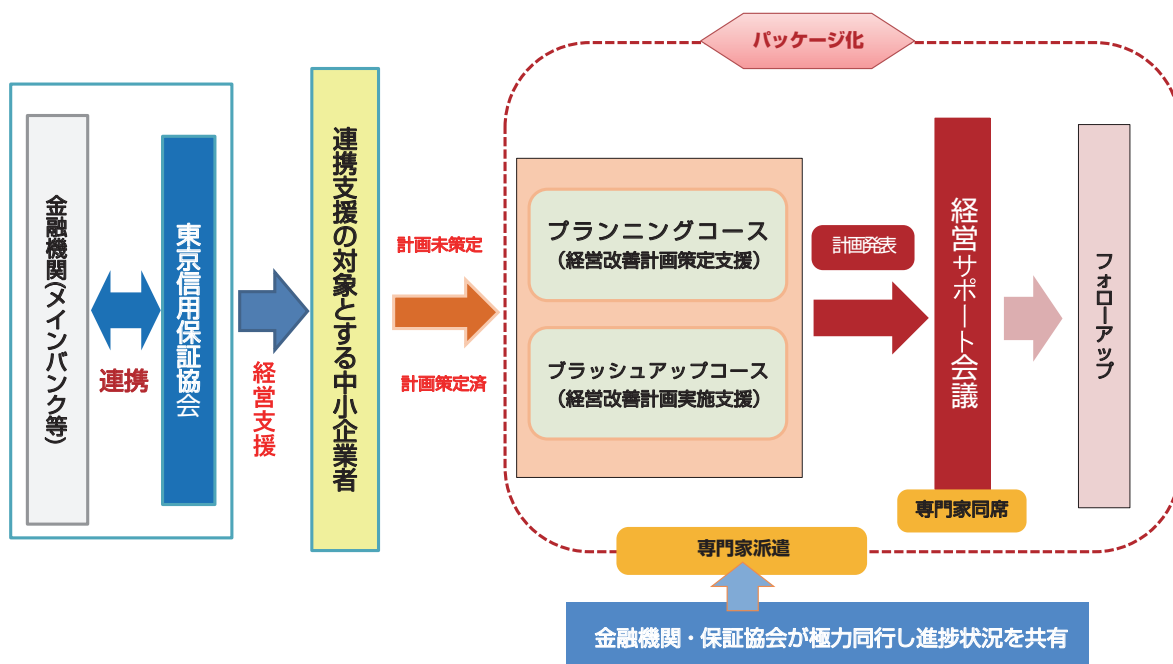
「東京応援パッケージ」の取組み

金融機関の皆さまとの連携を深め、より踏み込んだ経営支援を行っていくために、平成30年4月より新たな経営支援メニュー「東京応援パッケージ」の運用を開始しました。

「東京応援パッケージ」とは

- ・「金融機関+信用保証協会+専門家」による総合支援です。
企業サポート推進プロジェクトにおける専門家派遣事業をベースとして、当協会と金融機関が連携し、計画策定支援を共に行ない、経営サポート会議における計画発表までを一貫して支援します。
- ・経営改善計画等を策定していない先に対しては、プランニングコースという名称で計画策定支援を行います。以前に計画を策定したが、思うように改善が進んでいない先等に対しては、ブラッシュアップコースという名称で、計画実現のための施策の具体化や計画の見直しなどを行います。
- ・「金融機関+信用保証協会+専門家」の3者が同行して、進捗状況を共有しながら支援を進めます。
- ・策定した計画は原則として経営サポート会議で発表を行います。
計画策定支援を担当した専門家は同会議に同席し、計画発表の際にも協力します。

「東京応援パッケージ」の概要イメージ



令和4年度の利用実績

利用申込数 9社

東京応援パッケージにかかる経営サポート会議開催数 22回

経営改善計画策定支援事業の取組み

経営改善計画策定支援事業とは

事業内容や財務状況等、経営上の課題を抱えながら、条件変更や融資(借換融資、新規融資)などの金融支援が必要な中小企業者が、国の認定を受けた専門家(認定支援機関)の助けを得て経営改善計画を策定する場合、同計画策定に要する費用について、総額の3分の2(事業者の規模等に応じ十数万円から上限200万円)までを国が負担する制度です。

経営改善計画策定支援事業にかかる補助の実施

当協会では、中小企業者の経営改善計画の策定を推進し、もって中小企業者の経営改善・事業再生に資することを目的として、国が実施する経営改善計画策定支援事業に関して、経営改善計画策定支援費用の一部補助を実施しています。

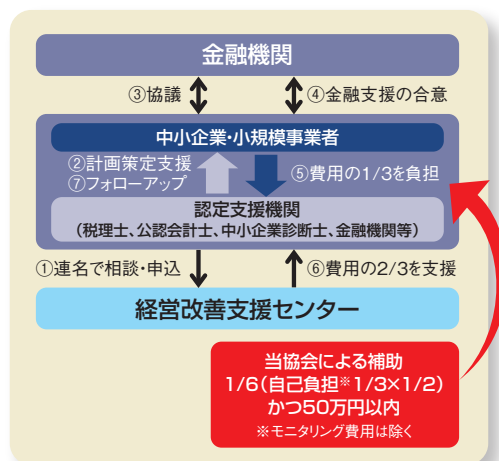
(1)対象

当協会による補助は、次のすべてを満たす中小企業者を対象としています。

- ①事業再生計画実施関連保証を申し保証承諾に至ること。
- ②同保証の審査にあたり、経営改善計画策定支援事業に基づく経営改善計画を策定し、当協会が主催する経営サポート会議において同意が得られること。
- ③経営改善支援センター(経営改善計画策定支援事業の利用申請窓口)が経営改善策定支援事業に基づく費用支払を決定すること。

(2)当協会による補助の範囲

経営改善計画策定支援事業に基づく経営改善策定支援費用(ただしモニタリング費用を除く)のうち、6分の1(自己負担分の2分の1)かつ50万円を限度としています(1千円未満は切捨)。



再生支援の取組み

過去に経営環境の変化等によって大幅な業績悪化や経営破綻を招いた中小企業の中には、企業再生に向けて努力した結果、事業の再建に見通しが出てきた企業も少なくありません。

当協会では、平成17年4月、企業再生にかかる専門部署として「再生支援センター 再生支援課」を創設し、平成24年4月の「経営支援部」創設時に業務を同部「企業支援課」に移管しました。また、平成27年4月より名称を「経営支援課」とし、金融支援と経営支援の一体的取組みを推進しています。

平成18年度には、国の中小企業政策審議会の答申を踏まえた要件の見直し等があり、求償権消滅保証の取扱いが可能になったことで、再生支援保証の実績が大幅に増加しました。当協会では再生支援保証を、雇用の維持、連鎖倒産の防止、集客力低下の防止、地域経済における消費の維持が図られること等、非常に重要な制度と考えており、同制度を推進するために東京都中小企業活性化協議会や他の中小企業支援機関等と協力関係を築いています。

また、再生支援企業（中小企業活性化協議会等が関与した企業や求償権消滅保証等再生関連保証の利用企業）に対して、定期的にモニタリングを実施して業況把握に努め、追加資金の保証申込や返済方法の見直しをはじめ、様々なご相談をお受けしています。

東京都中小企業活性化協議会との連携

「中小企業活性化協議会」は、中小企業の再生支援を目的に各都道府県に1つずつ設置されている公的機関です。

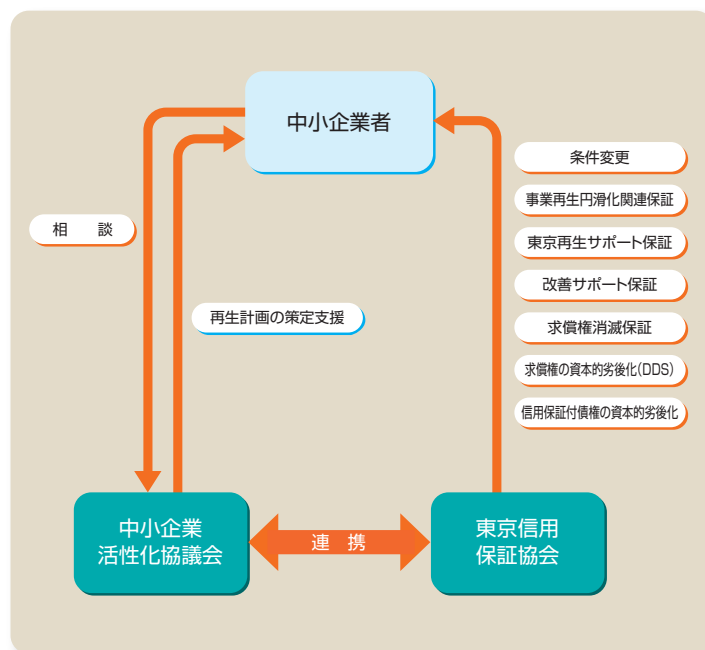
弁護士や公認会計士、金融機関での再生実務経験者等の専門家で構成されており、東京では東京商工会議所に設置されています。

平成19年8月には、事業再生計画期間中の金融支援を目的とした「事業再生円滑化関連保証（プレDIP保証）」が国の制度として制定され、当協会は全国に先駆けて実行し、平成20年3月には、これも全国で初めての試みとなる「求償権の資本的劣後化（DDS）」による事業再生にも取り組みました。

平成26年1月には、「事業再生計画実施関連保証」（略称：改善サポート）が創設され、事業再生計画実行段階での金融支援も可能となりました。また、DDSについては、求償権だけではなく信用保証付債権（代位弁済前の債権）も対象となりました。

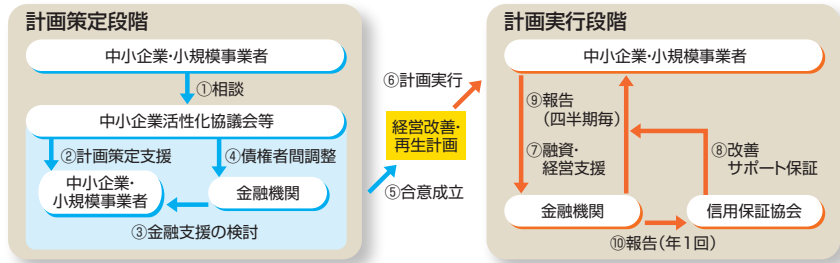
その他、中小企業活性化協議会が策定に関与した事業再生計画に基づいた「求償権の放棄」や、「求償権の不等価譲渡」等、様々な再生手法による取組みを実施しています。

なお、中小企業の資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進を加速するため、令和4年9月には、東京都中小企業活性化協議会、関東経済産業局および当協会の三者による「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。



事業再生計画実施関連保証

中小企業活性化協議会が策定に関与した計画や、信用保証協会が事務局を務める「経営サポート会議」において検討・合意された計画等、所定の経営改善・再生計画に基づき事業再生を行



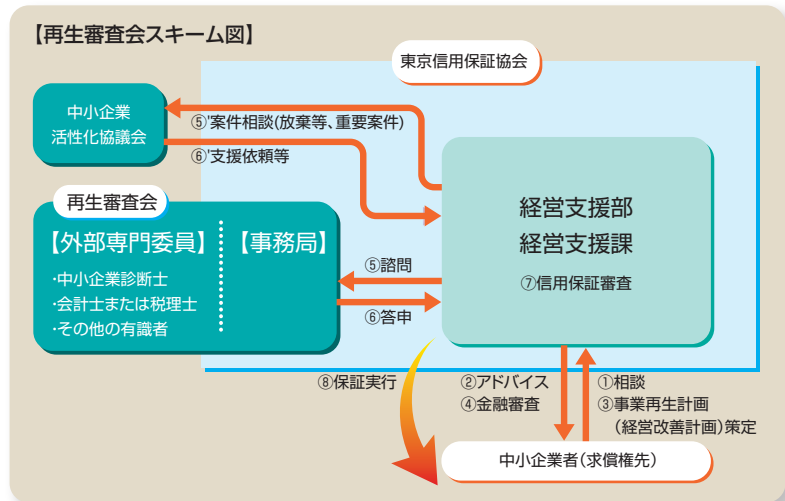
う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な推進を図り、もって中小企業の活力の再生をはかることを目的として、平成26年1月に全国統一の保証制度「事業再生計画実施関連保証」(略称：改善サポート)が創設されました。

本制度は、申込人の財務状況等によらず定率(0.8～1.0%)の保証料率が適用(国からの補助で申込人負担は0.2%)され、融資期間を最大15年までとすることができます。また、責任共有制度対象外の既存保証付融資を同融資残高の範囲内で本制度にて借り換える場合は責任共有制度対象外の扱いとなるなど、中小企業者、融資金融機関双方にとってメリットが高く、当協会においても積極的に取り組んでいます。

求償権消滅保証

求償権を回収条件とする新規保証のことをいい、自力再生の可能性のある求償権先に対して、金融正常化を支援することを第一の目的としています。

当協会では、求償権消滅保証を実施するために外部の専門家(税理士、中小企業診断士、有識者)で構成された「再生審査会」を設置しており、事業再生計画に基づく求償権消滅保証は基本的にこの審査会で承認を得



ることが必要となります。さらに、中小企業活性化協議会が策定した、事業再生計画に基づいて実施される求償権消滅保証についても積極的に取り組んでいます。

《令和4年度の実績》

○東京都中小企業活性化協議会等関与案件	○事業再生計画実施関連保証案件	○求償権消滅保証案件
保証承諾額 761百万円	保証承諾額 2,921百万円	保証承諾額 129百万円
保証企業数 17社	保証企業数 55社	保証企業数 2社

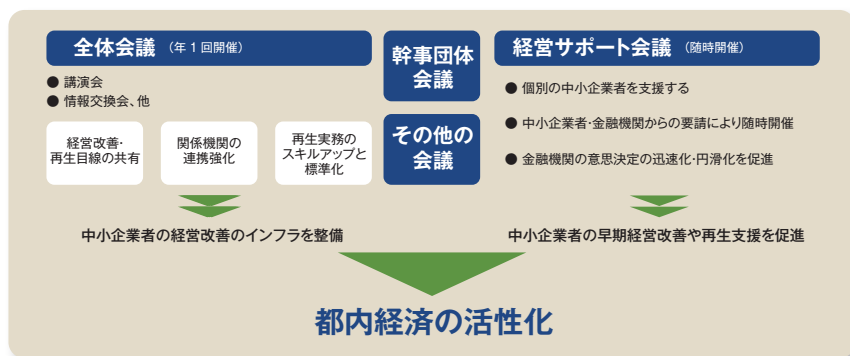
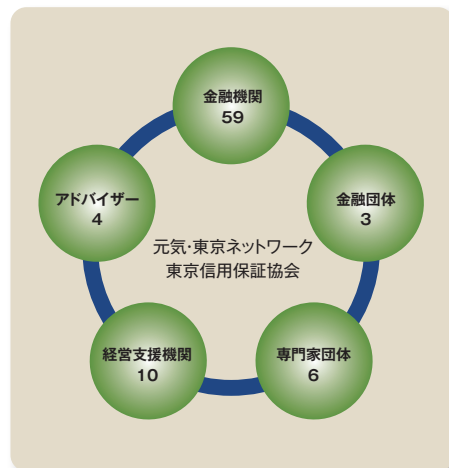
東京企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)の取組み

東京企業力強化連携会議(元気・東京ネットワーク)の概要

平成24年4月内閣府・金融庁・中小企業庁より公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の施策を踏まえ、都内中小企業の経営改善・事業再生の環境整備を進めることで迅速な事業改善・事業再生を推進することを目的として、それまでの金融機関・関係機関との自立的連携による枠組みを発展させた連携会議「東京企業力強化連携会議(略称：元気・東京ネットワーク)」を、当協会が事務局となり、同年9月に構築しました。

この会議は、都内に拠点を置く金融機関、中小企業支援機関、専門家団体など計78の機関・団体により構成されるほか、アドバイザーとして中小企業庁、関東経済産業局、関東財務局東京財務事務所及び東京都にも参画いただいています。

企業再生事例や経営改善に関する情報共有を行うことを主な目的とした「全体会議」、そして、自ら経営改善計画を策定した個別企業と取引金融機関とが情報を共有することにより、中小企業の経営改善計画実施の円滑化を促進し、早期経営改善や再生を図ることを目的とした「経営サポート会議」において、当協会は事務局として、中小企業者、金融機関及び各関係機関との連絡・調整の役割を担っています。



全体会議の実施状況

●全体会議の実施状況

令和4年度は、3月に「全体会議(録画配信)」を実施し、中小企業支援施策の情報共有等を行いました。

【第18回全体会議(録画配信)】

■開催日 令和5年3月1日

■主な議題

- ・官民を超えた連携支援の実態と特徴的な取組
- ・最近の金融行政等について
- ・中小企業M&Aの最近の動きと東京都事業承継・引継ぎ支援センターの対応
- ・東京都よらず支援拠点の活動について

専用ホームページ開設

当協会では、本ネットワークに関する専用ホームページを開設し、中小企業者への情報発信及び参加機関との情報共有・連携強化に努めています。また、会員専用ページを設け、会員機関間のより緊密な情報共有・連携ツールとしてご活用いただいています。なお、同ホームページへは当協会ホームページのバナーからアクセスすることができます。



SDGsへの取組み

東京信用保証協会は、「信用保証」と「経営支援」を通じて中小企業の活力と信用力を新しい可能性に結びつけ、経営の発展を力強くサポートしてまいります。

私たちは、SDGsの趣旨に賛同し、SDGsの3つの側面である「経済分野」「社会分野」「環境分野」の課題解決に向け、関係する各機関と協働して取組みを進めてまいります。

経済分野



1. 信用保証を通じた中小企業への金融支援

① 中小企業のニーズに応じた金融支援

金融機関と連携し、中小企業のニーズに応じて、都・区市町の制度融資(伴走融資、社会課題解決融資など)や当協会の独自制度(SDGs保証、健康DS保証など)を活用した金融支援に取り組み、中小企業の円滑な資金繰りを支えるとともに、中小企業における「SDGs」の普及に貢献します。

② セーフティネット機能の発揮

感染症拡大をはじめ自然災害あるいは経済ショック発生時等において、セーフティネット機能を果たし、中小企業に対して積極的かつ柔軟な金融支援を行います。

③ 経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用

保証時、期中時における経営者保証不要の取組みを進め、経営者の意欲的な事業展開や事業承継等を後押しします。

2. 専門家派遣等を活用した中小企業への経営支援

持続可能な経営に向けた経営支援

専門家派遣を活用した経営改善支援、事業承継支援等に取り組みます。経営改善支援の有効な手段となる「経営サポート会議」や金融機関と連携した伴走型支援である「東京応援パッケージ」も活用することで、中小企業の持続可能な経営に貢献します。また、専門家派遣の全支店展開により支店職員のスキルアップを図り、多様な人材の活躍推進にもつなげていきます。

3. 経営改善支援、再チャレンジ支援

資金繰り改善支援・事業再生支援等

関係する各機関と連携して資金繰り改善支援、事業再生支援、経営者の再チャレンジ支援(経営者保証ガイドラインの適用など)に取り組みます。

社会分野



1. ウェブアクセシビリティへの配慮

誰もがアクセスしやすい協会ホームページ

ホームページ上に文字拡大、音声読み上げ・画面の色調変更・ふりがな機能を追加するなど、視力の弱い方

や色の識別、文字を読むのが苦手な方が安心して利用できるよう配慮していきます。

2. 事業継続計画(BCP)運用態勢の推進

役職員に対する周知徹底、計画の適宜見直しを図るとともに、定期訓練の実施により、感染症拡大、自然災害等への強靱性や適応力を高めていきます。

3. 多様な人材の活躍推進

①多様な人材の育成と活躍推進

経営支援・デジタル分野の人材育成に努めるとともに、職員の心身の健康に資する取組や各種ハラスメント対策を徹底することで、職員が働きやすい、能力を発揮できる職場作りを進めていきます。

②仕事と育児・介護の両立支援

育児・介護休職が取得しやすい環境整備(育児休職に関する相談体制の整備など)と職場復帰支援を通じて、仕事と育児・介護の両立を後押し、引続き男女分け隔てなく取得できる環境作りも進めていきます。

環境分野



1. 環境負荷低減に向けた取組

①保証業務等の電子化推進

保証申込手続きの電子化や電子信用保証書の取扱金融機関拡大、保管文書の電子化等によるペーパーレス化、RPA導入など、各種業務を省力化し、環境負荷低減に貢献します。

②役職員一人ひとりができる取組

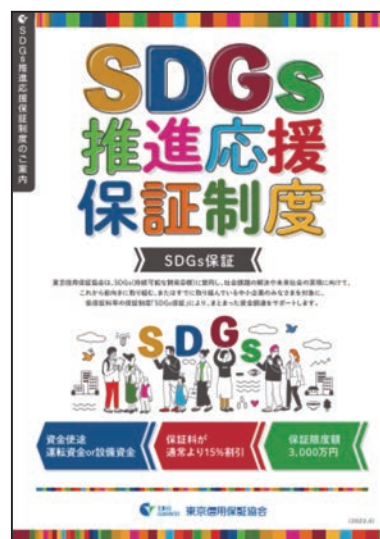
クールビズ実施による節電、ベジタブルオイルインクや再生紙など環境配慮型の素材を使用した発行物・印刷物(名刺など)の活用により、地球温暖化防止・環境保全に寄与します。

2. SDGs債購入等による未来への投資

投資による側面支援

資金使途を環境問題に限定したグリーンボンド、社会問題に限定したソーシャルボンド、その両方を扱うサステナビリティボンドへの投資等を通じて課題解決(SDGs達成)を側面支援します。

なお、当協会では、「SDGs推進応援保証制度(略称:SDGs保証)」として、保証料率が通常より15%割引された制度を取扱いし、SDGsに賛同の上、社会課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、またはすでに取り組んでいる中小企業者を支援しています。



関係機関とのネットワーク

🔗 ビジネスフェアなどへの参加

中小企業者にとって、より身近で信頼される存在の実現を推進するために、ビジネスフェア等のイベントに参加し、中小企業者の皆さまからの相談に応じるとともに、リーフレットを配布する等のPR活動を行っています。

令和4年度に参加した主なイベント

●10月19日(水)～10月21日(金)

「産業交流展2022」

主催:産業交流展2022運営事務局
(東京都・東京商工会議所ほか)



●3月1日(水)～3日(金)

「フランチャイズショー2022」

東京ビックサイト
主催:日本経済新聞社



🔗 関係機関との連携強化

当協会では関係機関と積極的に情報交換を行うことで、連携強化を推進しています。

保証業務や事務手続等についてより一層ご理解いただくとともに、さらなる事務効率化と利便性向上を図るべく金融機関や関係機関との間で訪問や来訪による説明会等の情報交換を行っています。

また、関係機関が開催しているビジネススクール等に職員が講師として参加し、資金調達についての講義や協会業務についてのプレゼンテーションを行っています。



独立行政法人中小企業基盤整備機構とは、「東京企業力強化連携会議」を通じた情報交換や、当協会主催の公開講座に同機構のアドバイザーを講師として招へいするなど、さまざまな面で連携を図っています。今後のより広範な連携の展開を見据え、平成28年7月に、同機構と「中小企業支援等の協力に関する覚書」を締結しました。

東京都中小企業振興公社が東京・丸の内に設置する「TOKYO創業ステーション」の中に相談ブースを設け、週3回、当協会の職員が相談員として、来所された創業を希望される方への事業計画立案のアドバイスや金融相談をお受けしています。

創業予定者を対象とした講習会「東商創業ゼミナール」(東京商工会議所主催)では、当協会職員をアドバイザーとして派遣しており、これまでに数多くの起業家を輩出しています。

地域に密着した経営支援活動の実施

地域プラットフォーム等の活用

経済産業省による中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の一環として、専門家派遣事業の窓口機能を担い、その構成機関が地域における中小企業・小規模事業者の経営を支援するための取組みを行う連携体として、全国各地に「地域プラットフォーム」が設けられました。当協会は、平成25年9月、東京全域をカバーする地域プラットフォーム「とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム」へ発足と同時に加入し、金融機関、関係機関等と連携して地域の中小企業者を支援する体制のさらなる充実を図りました。

また、平成26年2月には、多摩地域における創業支援の充実及びノウハウ向上・蓄積を図るために、相互に協力することを目的として創設された創業支援のプラットフォーム「創業支援センターTAMA」へ加盟し、金融機関・関係機関等と連携した地域における創業支援の充実も図っています。

地域に密着した経営支援活動の実施

令和4年度 各支店の主な取組み

部署名	プログラム名	主催者	実施日	会場
八重洲支店	金融相談会 創業勉強会	東京商工会議所千代田支部 港区	毎月開催(12月を除く) 7月31日、3月12日	東京商工会議所千代田支部 港区産業振興センター
池袋支店	第26回 いっぱい産業見本市 第16回 としま MONOづくり メッセ	(公財)板橋区産業振興公社 としまものづくりメッセ実行委員会	11月10日～11日 3月2日～4日	板橋区立東板橋体育館 サンシャインシティ 展示ホールB
五反田支店	「女性創業支援事業」 「第59回目黒区商まつり」 よるす経営相談会 「品川区商店街連合会大商業まつり」 創業セミナー「はじめての資金調達」	東京商工会議所目黒支部 目黒区商工まつり運営委員会 東京商工会議所品川支部 品川区商店街連合会 東京商工会議所目黒支部	6月10日、7月8日、8月5日 11月19日 11月21日 11月26日 1月27日	目黒区民センター 目黒区民センター 区立中小企業センター 品川区立中小企業センター 目黒区産業振興センター
錦糸町支店	「第24回産業ときめきフェア in EDOGAWA」 —Online— こましんえどがわ創業塾	江戸川区 小松川信用金庫	11月18日～11月19日 3月4日	タワーホール船堀 あだち産業センター
新宿支店	新宿区官金連携ネットワーク 「第22回 ビジネスフェア」 金融相談会 金融相談会 金融相談会	新宿区 西武信用金庫 東京商工会議所新宿支部 東京商工会議所杉並支部 東京商工会議所中野支部	10月17日、2月8日 11月15日 10月7日 11月9日 11月11日	BIZ新宿3階研修室 渋谷ヒカリエ ヒカリエホール BIZ新宿1階多目的ホール Daikwa 荻窪タワー2階会議室 東京商工会議所中野支部
千住支店	足立区独立起業セミナー2022 あだちせいわ創業者セミナー 足立区独立起業セミナー2023	足立区 足立成和信用金庫 足立区	7月31日 12月1日 2月11日	あだち産業センター 足立成和信用金庫中央支店 あだち産業センター
上野支店	「マル経融資制度・公的融資制度相談会」 「TAITOビジネス交流フェスタ2022」	東京商工会議所文京支部・ 日本政策金融公庫 台東区・東京商工会議所台東支部・ 東京商工会議所文京支部	4月14日、6月9日、7月14日、 10月13日、11月10日、2月9日 8月23日	文京シビックセンター研修室 台東区民会館
渋谷支店	金融相談会 金融相談会 金融相談会	東京商工会議所渋谷支部 東京商工会議所世田谷支部 世田谷信用金庫	6月15日・11月16日 6月10日・11月11日・2月10日 7月13日、11月9日、2月8日	渋谷区立商工会館 世田谷産業プラザ 世田谷信用金庫本店、用賀、池尻、 若林、船橋各支店
葛飾支店	葛飾区創業塾 融資相談会 「第38回葛飾区産業フェア(工業・商業・観光展)」 「かつしか創業塾」	葛飾区 東京商工会議所葛飾支部 葛飾区、東京商工会議所葛飾支部 葛飾区、青和信用組合	5月15日、6月19日、9月25日 6月28日、6月29日、7月1日 10月14日～16日 9月8日	テクノプラザかつしか テクノプラザかつしか 城東地域中小企業振興センター・ テクノプラザかつしか 青和信組京成小岩支店
大田支店	中小企業のためのワンストップ 融資相談会	東京商工会議所大田支部	10月12日	東京商工会議所大田支部
立川支店	調布市絶対創業塾 西東京市創業スクール 立川創業応援塾 令和4年度むさしの創業塾 創業塾 創業塾 「新技術創出交流会 2022」 「第31回 府中市工業技術展(ふちゅうテクノフェア)」 令和4年度東京都創業支援指導事業創業塾一般コース チャレンジショップ出店者選考委員会への参加 第20回 たま工業交流展 起業・創業セミナー「飲食店開業に必要なこと」	調布市 西東京商工会 立川商工会議所 武蔵野商工会議所 東京都商工会連合会 小平商工会・西武信用金庫 東京都中小企業振興公社 府中市 東京都商工会連合会 立川商工会議所 立川商工会議所 三鷹市・(株)まちづくり三鷹	6月11日、10月15日 6月16日 9月10日 9月8日 8月28日 8月27日 10月26日～27日 10月14日～10月15日 12月25日 2月8日 2月21日～22日 2月22日	調布市民プラザあくろす イングリル会議室 立川商工会議所 武蔵野商工会館 産業サポートスクエア・TAMA 西武信用金庫小平支店 多摩産業交流センター 東京たま未来メッセ 府中市市民活動センタープラッツ 三鷹商工会館 立川商工会議所 多摩職業能力開発センター 三鷹産業プラザ
八王子支店	まちだ創業スクール2022 稲城市創業元気塾 金融相談会 第18期本気の創業塾 令和4年度稲城市創業セミナー	町田商工会議所 稲城市 多摩商工会議所 八王子市・八王子商工会議所 稲城市	9月17日 10月8日 11月15日 11月19日 3月11日	町田商工会議所 稲城市地域振興プラザ 多摩商工会議所 シルクロード八王子 稲城市地域振興プラザ

信用保証申込手続きの電子化への取組み

「信用保証協会電子受付システム」の概要

当協会では令和4年4月より、全国の協会に先駆けて、一部の金融機関との間で、電子での保証の申込・受付を行う「信用保証協会電子受付システム(以下、本システムという。)」の利用を開始いたしました。

本システムは、全国信用保証協会連合会が事務局となり、金融機関団体等と共同で検討を進めてきたもので、全国の金融機関と全国の信用保証協会が利用できる共通のプラットフォームとしてクラウド上に構築されました。

■システムの特長

- ・事務手続きの電子化・効率化により、融資実行までのリードタイムの短縮が図れます。
- ・非対面での手続きが可能となります。

■システム概要

- ・本システムを介し、金融機関・保証協会間で保証申込にかかる各種データを授受することで、手続きを電子化するシステムです。
- ・金融機関からは本システムへのデータ連携はAPI連携、HULFT連携、web連携の3種類があります。

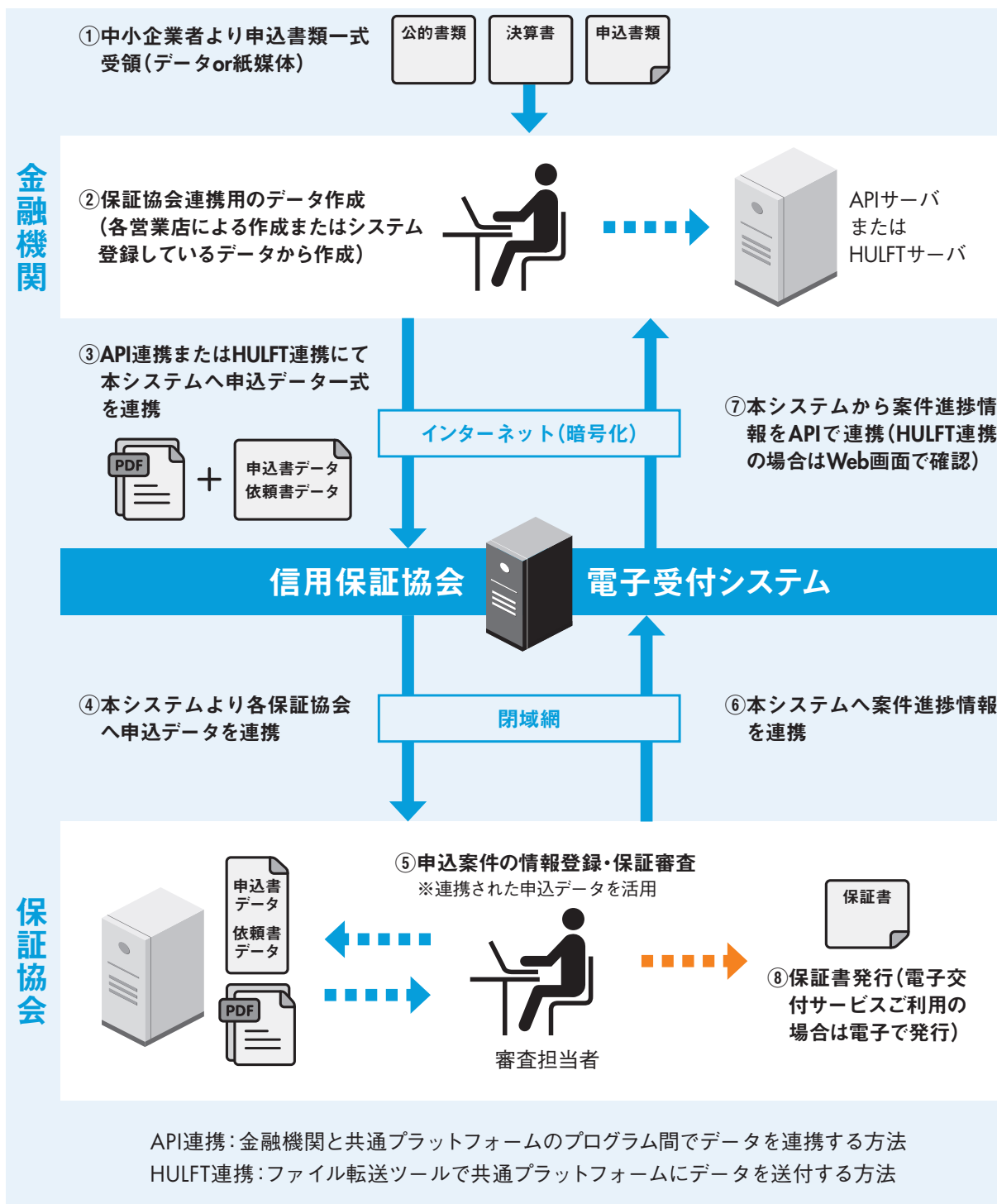
■主な機能

- ・保証申込の受付機能
…申込書、依頼書の記載内容をデータ化したもの(CSV、PDFファイル等)と決算書等の添付書類のPDFファイルを金融機関から受信する機能
- ・不足書類の追送・申込書等の訂正(差替え)機能
…審査状況に応じて金融機関から不足書類の追送や申込書等の訂正(差替え)を行う機能
- ・保証協会からの案件情報連携機能
…保証協会から保証申込の案件情報(進捗ステータス、協会担当者、不足書類等)を金融機関に連携する機能

保証申込手続きの電子化における流れ

- ①中小企業者よりデータまたは紙媒体で申込書類一式を受領
- ②保証協会連携用のデータを作成
- ③API連携またはHULFT連携にて本システムへ申込データ一式を連携
- ④本システムより各保証協会へ申込データを連携
- ⑤連携された申込データを活用し、申込案件の情報登録・保証審査を行う
- ⑥保証協会から本システムへ案件進捗情報等を連携
- ⑦本システムから案件進捗情報等をAPIで連携(HULFT連携の場合はWEB画面で確認)
- ⑧保証書を発行(電子交付サービスをご利用の場合は電子で発行)

・全体イメージ



その他の事業

国際関係業務

当協会では、海外機関との会議・協議会における情報交換や、研究・研修の目的で来日したお客さまの受け入れを行う等、信用補完制度にかかる国際交流を深めています。また、制度の仕組みや当協会の概要について紹介する英文年報の発行等、国際広報活動にも積極的に取り組んでいます。

主な国際関係業務

【海外機関との交流】

ACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)加盟機関とは、年1回開催される本会議、実務者研修会のほかに、毎年英文年報の交換をはじめ業務の問い合わせや意見交換等の交信を頻繁に行っています。また、ACSIC加盟機関以外からの信用保証業務研修等を目的とした訪問についても積極的に受け入れています。

【日韓実務協議会の開催】

当協会と韓国信用保証基金は、昭和63年9月に締結した「相互協力に関する覚書」に基づき、毎年実務者による実務協議会を開催しています。両機関からそれぞれ数名の職員が参加し、「業務実績や事業計画」、「各部門の課題と対策」、「新たに導入した制度」等を相互で紹介するなど、活発な情報交換、意見交換を行っています。

なお、令和4年度は前年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染症の影響でZoomを利用したWebでの開催となりました。

◎令和4年度に実施した国際関係業務

南部アフリカ地域開発金融機関の強化研修(Web開催)

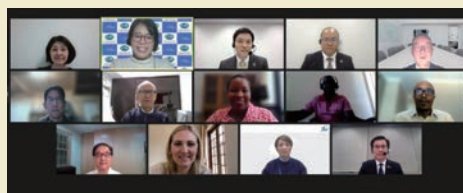
実施日：令和4年12月1日

対象者：南部アフリカ開発共同体(SADC)

10ヶ国を中心とした開発金融機関に所属する中堅職員

目的：政府の技術協力計画に基づき開発

途上国の経済・社会開発に必要な人材を育成するため



タイ信用保証公社(TCG)の役員来協

実施日：令和5年3月1日

来協者：エース会長を含む14名

目的：新型コロナウイルス感染症(COVID-19)禍における

信用保証を通じた金融支援についての意見交換を行うため



コンピュータ共同システム

信用保証事業の持続的な発展を図るためのインフラ整備の一環として、平成19年5月に当協会を含む5協会がコンピュータ共同システムを稼働させました。このほか、これまでに37の信用保証協会が加入し、現在42の信用保証協会が稼働しています。参加42協会*の保証債務残高の合計は、令和4年3月末時点で全国51協会の約8割を占めています。

当協会は、本システムの運用委託先である保証協会システムセンター株式会社、参加協会が構成する共同システム運用協議会との連携強化により、今後もシステムの保守・改善を図りながら、機能の向上、安定運用に取り組んでまいります。

*東京、千葉県、静岡県、愛知県、福岡県、三重県、茨城県、栃木県、名古屋市、新潟県、長野県、山口県、山梨県、徳島県、北海道、岐阜県、岐阜市、福井県、鹿児島県、富山県、広島県、埼玉県、滋賀県、京都、兵庫県、奈良県、神奈川県、横浜市、川崎市、大分県、宮崎県、群馬県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県、宮城県、岩手県、福島県、石川県、香川県、岡山県

外部評価委員会

当協会では、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確に認識し、適切な業務運営を確保するために、中期事業計画及び年度経営計画を策定しています。

さらに、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、これらの計画等を積極的に公表し、計画等の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者による評価を受け、その結果を公表します。

この第三者評価機関として、学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士等で構成される外部評価委員会を平成18年4月に設置しました。

外部評価委員会の意見・提言を踏まえて行った自己評価について、ホームページ等で公表しています。

令和4年度開催実績

【第1回】

開催日：令和4年6月17日

主な議事内容：令和3年度経営計画の達成状況について
 令和3年度決算概要について
 令和3年度コンプライアンス推進状況等について
 令和4年度経営計画について

【第2回】

開催日：令和4年7月15日

主な議事内容：令和3年度経営計画の自己評価について

【第3回】

開催日：令和4年12月2日

主な議事内容：令和4年度上期業務実績について
 令和4年度上期コンプライアンス推進状況について

緊急事態発生時の事業継続計画(BCP)

当協会では、大規模災害や感染症流行等の緊急事態発生時において、都内中小企業者が資金調達に支障を来すことなく被害や損失を最小限にとどめ、事業を継続できるように事業継続計画(BCP)を策定しています。

事業継続計画(BCP)は、有事に備えての平常時の準備事項、緊急事態発生直後の初期対応から、暫定業務、本格復旧に至るまでの対応及び当該計画の維持管理体制等を定め、有事の際の実務対応のみならず、日常の準備・訓練体制及び役職員の心構えに関する項目を網羅する内容となっています。

事業継続計画(BCP)をより実効性のあるものとするため、定期的な見直しを行うとともに、役職員に対し継続的な教育・訓練を実施することで、事業継続計画(BCP)の周知・徹底を図り、非常時にも業務運営に支障を来すことがないよう努めてまいります。

広報活動の推進

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、次のような広報活動を行っています。

○月刊情報誌「保証マンスリー」の発行

金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として月次発行し、制度改正や統計データ等について、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。平成28年度に全面リニューアルを実施し、よりわかりやすい誌面づくりに努めています。



○「信用保証の手引き」、リーフレットの作成

信用保証の仕組みや保証対象企業等、信用保証の基本事項を説明した「東京信用保証協会のご案内」や、東京都制度融資や協会保証制度等を一覧にした「信用保証メニュー」等、各種リーフレットを作成しています。

また、金融機関等の実務担当者向けに、信用保証の実務解説書「信用保証の手引き」を毎年発行しています。

そのほか、個別の保証制度等、ニーズに応じてリーフレットを作成し、制度等の理解促進に努めています。



○外国人経営者・研修生向けPR映像・ディスクロージャー誌の制作

当協会では、外国人経営者や海外から来日した研修生向けに、日本における信用補完制度の概要、当協会の事業内容等を紹介するPR映像や、英語版ディスクロージャー誌をご用意しています。



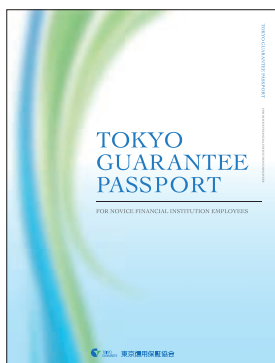
- ディスクロージャー誌「東京信用保証協会レポート」
当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。

- お客さま向けガイドブック 「社長さんの本」・「社長さんになる本」の作成
信用保証協会をご存じでない方や金融に不慣れな方にもご理解いただけるよう、イラスト入りで保証制度を分かりやすく解説したガイドブックを作成しています。



「社長さんの本」は、信用保証協会の利用時に必要な情報がわかりやすく盛り込まれている中小企業者向けのガイドブックです。主人公の夢野社長が、ギャランとともに事業の発展に向けて奮闘するストーリーで展開します。

- 金融機関新入職員向け冊子「TOKYO GUARANTEE PASSPORT」の作成
主に各金融機関の新入職員研修用の資料として活用していただくためマンガやイラスト入りで、保証申込について解説した冊子を作成しています。



「TOKYO GUARANTEE PASSPORT」は、「信用保証付融資が身近で有効な選択肢であること」をシンプルかつ実践的なストーリー展開のマンガや豊富なイラスト、金融機関先輩職員の実体験に基づいたコラム等を絡めて構成しています。

- お客さま向け情報誌「T.G.Press」の発行
平成18年11月、中小企業のお客さまに向けた情報誌「Guaranteeプラス」を創刊しました。どなたにも気軽に手にとって読んでいただけるよう、元気な企業の社長さんへの取材記事や経営者向けお役立ちコラム等、役立つ情報満載の季刊誌です。平成22年度に誌名を、「Guaranteeプラス」から「T.G.Press」へ変更し、内容のさらなる充実に努めています。令和3年度から表紙の体裁を含め、誌面を刷新しました。



上記の広報誌は当協会窓口にご案内しております。お気軽にお申しつけください。
また、当協会ホームページでもご覧いただけます(一部を除く)。

○マスコミへの対応

当協会は、「信用保証」や「経営支援の取組み」等、当協会の取組みについて多くの方々から理解を深めていただけるようマスコミからの取材要請に積極的に応じています。

○広告の掲載

多くの方々から当協会の取組みへの理解を深めていただくため、定期的に新聞広告(日本経済新聞、東京新聞、日刊工業新聞、東商新聞など)を掲載しています。

東京信用保証協会
東京信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金を借入する際「保証人」となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

都内中小企業利用数約22万社 保証付融資残高約6.8兆円

ご利用のメリット

- 1 無担保での利用が可能
当協会の信用保証付融資の9割以上が無担保でのご利用です。
- 2 コーペに合わせた資金調達が可能
協会独自の制度のほか、東京都・各市区の制度もご利用いただけます。保証制度から融資の取組までの経営支援メニューをご用意しています。
- 3 さまざまな経営支援メニューが利用可能
各種セミナーの開催や事業承継支援、海外展開支援、外部専門家派遣など、様々なメニューをご用意し、中小企業のみならず広く活用いただける取組みを行っています。

信用保証を通じた金融支援と経営に関するご相談は上記の支店にご相談ください。

保証のご利用に関する詳細、メールマガジンの会員登録は、当協会ホームページをご覧ください。

東京信用保証協会
東京信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金を借入する際「保証人」となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

都内中小企業利用数約22万社 保証付融資残高約6.8兆円

ご利用のメリット

- 1 無担保での利用が可能
- 2 コーペに合わせた新規調達が可能
- 3 さまざまな経営支援メニューが利用可能

本店事務所移転のお知らせ

令和5年5月8日(月)

新住所 〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目17番1号 銀座6丁目-SQUARE 12階、13階

アクセス

- 東京メトロ日比谷線・都営浅草線「東銀座駅」4番出口から徒歩3分
- 都営大江戸線「築地市場駅」A3出口から徒歩5分
- 東京メトロ銀座線・丸の内線・日比谷線「銀座駅」徒歩8分
- JR新橋駅「銀座口」から徒歩13分
- JR有楽町線「中央口」から徒歩14分

移転に関するお問い合わせは、東京信用保証協会総務部(TEL:03-3272-3002)までお願いいたします。

○パブリシティ活動

東京都の協力を得て、都庁記者クラブを通じ、当協会の動向についての情報発信を行っています。また、経営支援に関する情報についても積極的な情報提供を行っています。



令和4年4月19日
日本経済新聞



令和4年4月29日
ニッピン



令和4年9月23日
日刊工業新聞

○自治体や関係機関等の広報誌やメールマガジンへの広告掲載

区市役所や関係機関等の協力を得て、「信用保証」や「経営支援」に関する情報やお知らせを広報誌やメールマガジンに掲載しています。これからも、地域に密着した自治体等の広報誌への情報発信を行ってまいります。

東京信用保証協会のご案内

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金をお借入する際、保証人となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

【信用保証協会ご利用のメリット】

- 無担保での利用が可能です。
- ニーズに応じた資金調達が可能です。
- 様々な経営支援メニューのご利用が可能です。

お問い合わせ先 東京信用保証協会 大田支店
TEL: 03-5710-3610
https://www.cgc-tokyo.or.jp

テクノプラザ【大田区】(11月)

東京信用保証協会のご案内

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金をお借入する際、『保証人』となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

ご利用のメリットと主な保証制度

創業保証	これから創業したい、創業して見えない方へ
当座貸越保証	資金ニーズに合わせてお借り入れ、ご返済を希望される方へ
セーフティネット保証	取引先の倒産、災害などにより経営の安定に支障が生じている方へ
流動資産担保融資保証	「先財債権・権利資産」を活用して資金調達を行う方へ
特定社債保証	資本市場から直接資金調達を行う方へ

当協会ホームページもあわせてご確認ください。https://www.cgc-tokyo.or.jp

パワフルかつしか【葛飾区】(11月)

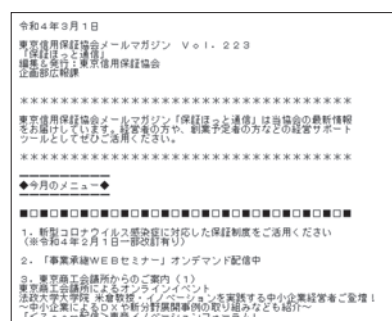
○ホームページの活用

当協会では、ホームページを対外広報の重要なツールとして位置づけ、信用補完制度の仕組みやご利用方法等の金融支援に関する情報や、ビジネスフェアや公開講座等の経営支援に関する情報等、当協会のさまざまな取組みを幅広くご紹介しています。



○メールマガジン

平成18年4月より配信しているメールマガジン「保証ほっと通信」は、多くの方にご登録いただいています。新しい保証制度や融合展の出展者募集等のご案内をはじめ、皆さまに役立つ情報をこれからも内容を充実させ、いち早くお届けしてまいります。



○教育機関での講義

当協会では、学生の方にも信用補完制度及び当協会への理解を深めていただけるよう、大学等教育機関の協力を得て、中小企業金融や信用補完制度等をテーマとした講義を行っています。



慶應義塾大学



東洋大学

○東京都庁内「都民情報ルーム」を通じての情報提供

東京都庁内の「都民情報ルーム」のご協力のもと、平成14年度から当協会の事業報告書、本レポートを配架し、一般の皆さまにも縦覧していただいています。

○東京信用保証協会オリジナルキャラクター「まるガモ応援隊」

当協会では、オリジナルキャラクター「まるガモ応援隊」を定め、ホームページ、リーフレット等各種広報媒体で活用しています。

「まるガモ応援隊」を通じて、より親しみ易く、身近で頼りになるパートナーを目指して、中小企業の皆さまとともに歩んでまいります。



各種アンケートの実施

当協会では、平成7年度より当協会をご利用いただいている中小企業者の皆さまの意識や要望等を直接把握することにより、今後の保証業務及び広報業務の課題を認識のうえ改善を行い、協会業務基盤の充実を図っていくことを目的としたアンケートを実施しています。

また、日本政策金融公庫と共同して、景況感や金融機関の借入状況等に関するアンケートを実施しています。令和4年度に実施した各アンケートは次のとおりです。

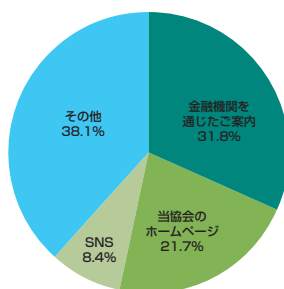
第28回中小企業者アンケート(東京信用保証協会実施)

【実施概要】

- 調査目的 東京信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまの当協会に対するご意見やご要望を把握し、今後の保証業務及び広報業務の取組みに役立てること。
- 対象企業 10,000企業(法人7,000 個人3,000)
※6ヶ月以内に当協会の保証をご利用いただいている企業から無作為抽出
- 調査方法 郵送による無記名アンケート方式
- 実施期間 令和4年9月上旬～10月末
- 有効回答数 3,069企業(有効回答率30.7%)
- 結果報告 当協会ホームページに掲載
(トップページ「新着情報」に、アンケート終了後に一定期間掲示しています。)

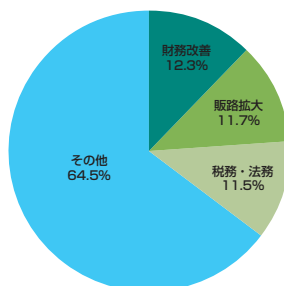
Q：当協会の広報活動についてお伺いします。信用保証や経営支援など、当協会に関する情報は、どのように入手できたらよいと思いませんか(アンケートより一部抜粋)

「金融機関を通じたご案内」(31.8%)が最も多く、「当協会のホームページ」(21.7%)、「SNS」(8.4%)となった。



Q：信用保証などの金融支援以外のことで、今後、当協会や、支援機関、専門家などに相談したい項目をお選びください。

「財務改善」(12.3%)が最も多く、「販路拡大」(11.7%)、「税務・法務」(11.5%)と続いた。



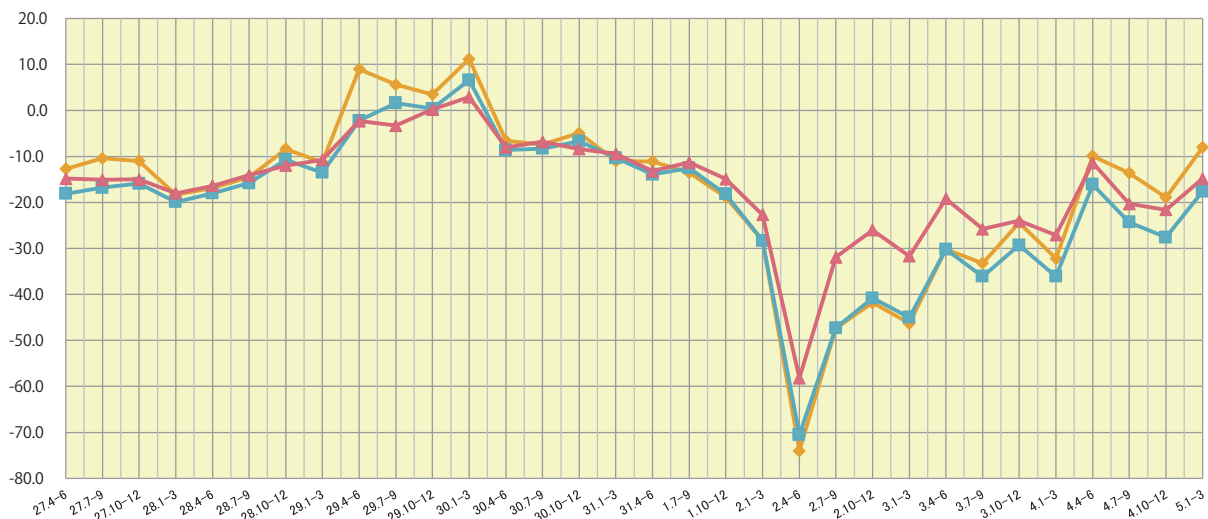
信用保証利用企業動向調査(東京信用保証協会・日本政策金融公庫共同実施)

【実施概要】

- 調査目的 東京信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまの景況感や金融機関の借入状況を把握することで、今後の信用保証制度の適切な運営に役立てること。
- 対象企業 5,117企業
※当協会の保証をご利用いただいている企業から無作為抽出
- 調査方法 郵送による無記名アンケート方式
- 実施期間 令和4年度四半期ごと(年4回)
- 有効回答数 平均1,362企業(有効回答率平均26.6%)
- 実施結果 当協会及び日本政策金融公庫のホームページ等に掲載
(トップページ > 東京信用保証協会について > 東京信用保証協会の概況 > 信用保証利用企業動向調査)

※平成25年度第4四半期実施分より「保証先中小企業金融動向調査」から標記の名称となりました。なお調査内容等に変更はありません。

【「生産・売上」「採算」「資金繰り」の景気動向指数*(総合値)の推移】



※生産、採算など経済活動での重要かつ景気に敏感な指標の動きを統合することにより、景況把握や将来予想するための指数をいいます。